

## 福井県障がい福祉事業所等に対するサービス継続支援事業補助金 及び障がい者福祉施設等に対するサービス継続支援事業補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 福井県障がい福祉事業所等に対するサービス継続支援事業補助金及び障がい者福祉施設等に対するサービス継続支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、「福井県財務規則」（以下、「財規」という。）、「福井県補助金等交付規則」（以下、「規則」という。）および「健康福祉部障がい福祉課所管補助金等交付要綱」（以下、「要綱」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、昨今の物価上昇に対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても障がい福祉サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる障がい福祉事業所・障がい者福祉施設等に対する支援、また、厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための施設等に対する緊急的な支援として食料品等の購入費に対して補助を行うことを目的とする。

(交付対象等)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は以下の事業とする。

### (1) 障がい福祉事業所等に対するサービス継続支援事業

以下の障がい福祉事業所等が、昨今の物価上昇や大規模災害などの様々な困難が発生したときにおいて、障がい福祉サービスを継続するために必要な費用を支援する。

ア 対象となる事業所および補助額  
別紙1-1のとおり

イ 対象経費  
【障がい福祉サービスを円滑に継続するために必要な費用※消費税は除く】  
別紙1-2に例示

【災害発生時に障がい福祉サービスを継続するために必要な費用※消費税は除く】  
別紙1-3に例示

### (2) 障がい者福祉施設等に対するサービス継続支援事業

以下の障がい者福祉施設等が、物価上昇といった厳しい経営環境の中でも、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保し、障がい福祉サービスを継続して提供するために食料品の購入費等に対する支援を行う

ア 対象となる事業所および補助額  
別紙1-4のとおり

イ 対象経費  
食料品の購入費等※消費税は除く

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 消費税および地方消費税
- (2) 単価 30 万円以上の備品

- (3) 設備設置工事費、建物修繕費
- (4) 他補助金・障害福祉サービス等報酬で措置されている経費
- (5) 交付決定前に購入したもの
- (6) その他、事業趣旨に反するもの

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (5) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

(交付申請書)

第5条 補助金の交付の申請は、県が指定する期限までに次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式1）
  - (2) 事業所・施設別申請額一覧（様式2）
  - (3) 実施計画書 個票（事業所単位）（様式3）
  - (4) 振込口座情報（様式4）
  - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助対象となる事業所等を複数有する申請者は、当該第1項に規定する申請を一括して行うものとする。

(変更交付申請書)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、変更交付申請書(様式8)に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。事業目的や成果等の変更がない軽微な変更（経費の配分の変更含む）および事業目的や成果等の変更がない補助金交付決定額の減額（減額する金額の大小は関わらない）の場合は、この限りではない。補助金額が増額となる場合は、補助金の変更交付申請が必要となる。

(実績報告)

第7条 この補助金の実績報告は、県が指定する期限までに次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式5）
- (2) 事業所・施設別精算額一覧（様式6）
- (3) 実績報告書 個票（事業所単位）（様式7）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、障害福祉サービス事業者等の単位で行うものとする。

- 2 知事は特に必要と認める場合は、概算払にて補助金を交付するものとする。
- 3 補助事業者は、交付先の口座情報を振込口座情報（様式4）にて届けなければならない。

4 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第15条の規定に基づき、補助金交付請求書（様式9）を、知事に提出しなければならない。

（指示および検査）

第9条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、または書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は知事が別に定めることができる。

附則 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

別紙 1 - 1 障がい福祉事業所等に対するサービス継続支援事業の対象事業所および補助額(備品購入)

事業所・施設等の種別(注1)		補助基準額	
入所系	施設入所支援 共同生活援助 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	定員1人あたり6千円	
通所系	短期入所 生活介護 療養介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 宿泊型自立訓練 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 児童発達支援 放課後等デイサービス	1月あたり延べ利用者数300人以下の場合	1事業所あたり20万円
		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下の場合	1事業所あたり30万円
		1月あたり延べ利用者数601人以上の場合	1事業所あたり40万円
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援	1月あたり延べ訪問回数200回以下	1事業所あたり30万円
		1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	1事業所あたり40万円
		1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	1事業所あたり50万円
その他	自立生活援助 就労定着支援 地域移行支援 地域定着支援 計画相談支援 障害児相談支援	1事業所あたり20万円	

- 注1
- ・1月あたり延べ利用者数、1月あたり延べ訪問回数は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均により判断すること。
  - ・定員数は、令和7年4月1日時点の定員により判断すること。
  - ・事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものとする。なお、休業中の事業者は事業再開後は助成対象とする。
  - ・同一建物内で複数のサービスを提供している場合は、サービス毎に申請すること。(空床を利用した短期入所を除く。)
  - ・入所系サービスと通所系サービスを一体的に運営している場合、いずれか一方を支援対象施設とする。ただし、入所系を運営している法人が別で通所系の指定を受けている場合にはそれぞれ申請することができる。
  - ・訪問系・その他サービスにおいて、複数のサービスを一体的に運営している場合は一の事業所として取扱うものとする。

## 別紙1-2 対象経費の例

### 【障がい福祉サービスを円滑に継続するために必要な費用】

- ・燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費
- ・ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費
- ・燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費
- ・業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費

※上記は例であり、12 補助事業実施にあたっての注意事項(3)に記載の補助対象外経費に該当しない、事業趣旨に反しないのであれば、表に該当しないものも経費対象とする。

## 別紙1-3 対象経費の例

### 【災害発生時に障がい福祉サービスを継続するために必要な費用】

- ・飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費
- ・ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費
- ・衛生用品、医療用品等の購入等経費
- ・簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費
- ・その他災害への備えとして必要と認められる経費

※上記は例であり、12 補助事業実施にあたっての注意事項(3)に記載の補助対象外経費に該当しない、事業趣旨に反しないのであれば、表に該当しないものも経費対象とする。

別表 1-4 障がい福祉施設等に対するサービス継続支援事業の対象事業所および補助額（食料品の購入費等）

事業所・施設等の種別（注2）		補助基準額
入所系サービス	施設入所支援 共同生活援助 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	定員1人あたり1.8万円
通所系サービス	短期入所 生活介護 療養介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 宿泊型自立訓練 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 児童発達支援 放課後等デイサービス	定員1人あたり0.6万円

- 注2
- ・定員数は、令和7年4月1日時点の定員により判断すること。
  - ・障がい福祉施設等について補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中の事業者は事業再開後は補助対象とすることも差し支えない。
  - ・入所系サービスと通所系サービスを一体的に運営している場合、いずれか一方を支援対象施設とする。ただし、入所系を運営している法人が別で通所の指定を受けている場合にはそれぞれ申請することができる。
  - ・通所系サービスにおいて障害児通所支援の多機能型事業所の定員の合計数をすべてのサービスを通じて設定している場合には、その合計数を算定することとし、重複して算定することは認めない。